IFRS Sustainability

2023 年 12 月

教育的資料

気候関連のリスク及び機会の自然及び社会的側面

2023 年 6 月に、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、最初の基準である IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（IFRS S1 号）及び IFRS S2 号「気候関連開示」（IFRS S2 号）を公表した。ISSB は、これらの基準の導入（implementation）を支援することを約束している。この教育的資料は、ISSB のスタッフによって開発されたものであり、その約束を果たすための一部である。

IFRS S2 号は、気候関連のリスク及び機会に関する情報を開示することを企業に要求している。企業は、気候及び自然の中核（nexus）にある気候関連のリスク及び機会（例えば、水又は森林伐採に関するもの）だけでなく、社会経済的な諸側面と密接に関連した気候関連のリスク及び機会（低炭素経済への公正な移行など）も識別する場合がある。利害関係者は、企業が IFRS S2 号における要求事項を適用し、気候関連開示を作成する際に、気候関連のリスク及び機会の、そのような「自然及び社会的側面」を考慮すべきかどうか、また、考慮する場合、どのように考慮すべきかを質問した。この教育的資料は、3 つの設例を含めており、一般目的財務報告書の利用者に重要性がある（material）情報を提供するために、そのような状況において企業が IFRS S2 号及び IFRS S1 号における要求事項をどのように適用する場合があるかを説明し例示している。当該設例は特定の要求事項に焦点を当てているため、説明されているリスク及び機会に関連する場合であっても、企業が IFRS S2 号及び IFRS S1 号におけるコア・コンテンツの要求事項のすべてをどのように適用するかについて説明又は例示することを意図したものではない。

IFRS 財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」に示されているように、教育的資料は IFRS 基準の一部を構成するものではなく、基準の要求事項を追加又は変更することはできない。この教育的資料は、仮定を示しており、企業が IFRS S2 号及び IFRS S1 号における要求事項のいくつかをどのように適用する場合があるかを説明し例示しているが、解釈上のガイダンスを提供することを意図したものではない。それぞれの例示における分析は、要求事項を適用できる唯一の方法を示すことを意図したものではなく、設例は、例示した特定の産業のみに適用されることを意図しているわけでもない。当該設例は例示であり、意図的に簡単な事実パターンを用いている。設例の側面によっては実際の事実パターンに存在することがあるものの、企業は、IFRS S2 号及び IFRS S1 号を適用するにあたり、特定の事実パターンのすべての関連する事実及び具体的な状況を評価することが必要となる。

設例 1—気候関連のリスク（自然の側面）に関する分解された情報の開示

設例 1 は、企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンのどの部分に気候関連のリスクが集中しているかに関する情報を開示するために、企業がどのように IFRS S2 号第 13 項(b)並びに IFRS S1 号 B29 項から B30 項における集約及び分解の原則を適用する場合があるかを説明している。当該設例は、企業がこれらの項を適用するにあたり、開示する必要がある場合があるすべての情報を説明することを意図したものではない。当該設例は、また、企業が「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」におけるいくつかの指標をどのように開示する場合があるかも説明している。

事実パターン

企業は、農作物産業において事業を営んでいる。企業は小麦を 2 つの地域（「地域 1」及び「地域 2」）において栽培している。企業は、また、「地域 1」において作物を栽培しているサプライヤーから小麦を購入している。企業は小麦を粉にし、顧客に販売している。

小麦の栽培は降雨及び他の水源からの灌漑に依拠しているため、企業のビジネス・モデルは水に依存している。「地域 1」は現在高いベースライン水ストレスを有しており、企業は当該水ストレスが中期にわたり悪化することを見込んでいる。

企業は、自身がさらされる気候関連のリスクとして、水不足を識別する。気候変動は、気温の上昇及び降雨パターンの変化を通じて、「地域 1」における水不足をもたらす。結果として、この地域において利用可能な水は、大幅に（significant）減少する可能性がある。例えば、水の利用可能性の減少は企業自身の小麦の生産に支障をきたし（disrupt）、企業がサプライヤーから作物を購入するために支払う価格を上昇させる可能性があるため、水不足は企業の見通しに影響を与える（affect）可能性がある。

IFRS S2 号の適用（application）

IFRS S2 号第 10 項に従い、企業は、企業の見通しに影響を与える（affect）ことが合理的に見込まれると判断した気候関連のリスクとして、一般目的財務報告書の利用者が、「地域 1」における水不足を理解できるようにする情報を開示する。

水不足は所在地固有のリスクである。そのため、企業は、このリスクにさらされている小麦の量に関する地域ごとの情報を開示することが、一般目的財務報告書の利用者に重要性がある（material）情報を提供するであろうと判断する。したがって、IFRS S2 号第 13 項(b)並びに IFRS S1 号 B29 項から B30 項における集約及び分解の原則を適用し、企業は小麦の総量（栽培したもの及び購入したもの、メートル・トン単位）を、高いベースライン水ストレスを有する地域（地域 1）とそうでない地域（地域 2）とに分解する。表 1 はこの分解を例示している[1]。

表 1：地域ごとの作物の分解（メートル・トン単位）

	高いベースライン水ストレスを有する地域（地域 1）			その他の地域（地域 2）		
合計	栽培したもの	購入したもの	**小計**	栽培したもの	購入したもの	**小計**
E = C + D	A	B	**C = A + B**	D	—	**D**

[1] ISSB スタッフは、所在地ごとに情報を分解することは、「自然関連財務開示に関するタスクフォース（TNFD）」の提言を含む、他のサステナビリティ報告基準及びフレームワークと整合していると考えている。

IFRS S2 号第 23 項及び 32 項に従い、企業は産業別の指標を開示する。開示する産業別の指標を決定するにあたり、企業は「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」において記述されている開示トピックに関連する産業別の指標を参照し、その適用可能性を考慮する。企業は、第 20 巻「農作物」における、水管理に関連する指標を識別する。

企業は、自身の事業におけるすべての水源から取水された水の総量及び自身の事業において消費した水の総量を千立方メートル単位で開示し、また、それぞれについて、高いベースライン水ストレスを有する「地域 1」におけるもののパーセンテージを別個に表示する（指標 FB-AG-140a.1 参照）。

企業は、購入した小麦の 100%が、高いベースライン水ストレスを有する「地域 1」から調達されていることを開示し（指標 FB-AG-440a.2 参照）、購入する小麦に関連する、企業のサプライ・チェーンにおける水不足のリスクに関する情報も提供する。

設例 2 ―気候関連の機会（自然の側面）に対する企業の対応に関する情報の開示

設例 2 は、企業が IFRS S2 号第 14 項(a)における要求事項のいくつかをどのように適用し、気候関連の機会にどのように対応してきたか及び対応する計画であるかに関する情報を開示する場合があるかを説明している。当該設例は、企業がこの項を適用するにあたり開示する必要がある場合があるすべての情報を説明することを意図したものではないが、代わりに、緩和の取組みについて企業が開示する場合がある情報を含む、特定の情報に焦点を当てている。当該設例は、また、企業が「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」において示されている指標をどのように開示する場合があるかも説明している。

事実パターン

企業は、森林管理産業において事業を営んでいる。企業は、木を栽培し伐採し、また、木材ベースの製品を建築セクター向けに製造する会社に木材を販売している。

建築セクターは、気候変動の主な要因である大量の（significant）温室効果ガス（GHG）排出を生み出している。近年は、当該セクターにおいてそのような排出を削減することを目的として、多数の新たな規制、建築コード及び他の産業基準が開発されている。この結果、他の建築資材（鉄及びコンクリートなど）の代わりに木を用いることにより、新たな規制、建築コード及び他の産業基準を満たし、当該セクターにおける脱炭素化の目標（goals）を達成することを支援することができるため、木材の市場の需要は増大している。なぜなら、木は炭素を吸収して貯留し、また、木材ベースの製品は他の材料と比較して低い GHG 排出しか生み出さないからである。

企業は、自身がさらされている気候関連の機会として、建築セクターにおける木材についての増大する市場の需要を識別する。企業は、その需要に対応することにより売上高を増加させることができると判断し、そのことが企業の見通しに影響を与える（affect）可能性がある。

IFRS S2 号の適用（application）[2]

IFRS S2 号第 10 項に従い、企業は、企業の見通しに影響を与える（affect）ことが合理的に見込まれると判断した気候関連の機会として、一般目的財務報告書の利用者が、建築セクターにおける木材についての増大する市場の需要を理解できるようにする情報を開示する。

企業は、企業自身の戦略及び意思決定において、その気候関連の機会にどのように対応してきたか及び対応する計画であるかに関する情報を開示することは、一般目的財務報告書の利用者に重要性がある（material）情報を提供するであろうと判断する。したがっ

[2] IFRS S1 号は、情報が既に一般的に利用可能となっているものではない限定的な状況において、情報が商業上の機密である場合、サステナビリティ関連の機会についての情報を省略することが容認される免除を提供している（IFRS S1 号第 73 項及び B34 項から B37 項参照）。設例 2 は、説明される情報がこの免除に適格ではないことを前提としている。

て、IFRS S2 号第 14 項(a)を適用し、企業は増大する木材の需要にどのように対応してきたか及び対応する計画であるかを説明する。

企業は、自身の森林地が、最近、第三者の森林管理基準の認証を受けたことを説明する。その森林管理基準は、森林管理計画、森林管理実務及び環境上のインパクト（GHG 排出、生物の多様性の保護、土地利用及び土地利用の変化など）を含む環境上の規準に基づき、企業が森林地を持続可能な方法で伐採していることを認証した。企業は、建築セクターにおける脱炭素化の目標（goals）並びに関連する新たな規制、建築コード及び他の産業基準により、自身の顧客は、特にその価格プレミアムを彼らの顧客に転嫁することができる場合、持続可能な方法で栽培された認証木材に対して、より多くの金額を進んで支払うことを説明する。さらに、企業は、当該認証により、木材の価格を固定して木材市場における変動の一部を管理するための、いくつかの販売契約を締結することができたと説明する。

IFRS S2 号第 23 項及び第 32 項に従い、企業は産業別の指標を開示する。開示する産業別の指標を決定するにあたり、企業は「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」において記述されている開示トピックに関連する産業別の指標を参照し、その適用可能性を考慮する。企業は、第 41 巻「森林管理」における指標を識別する。企業は、現在の森林地の面積（X00,000 エーカー）の 100%が第三者の森林管理基準の認証を受けていることを開示する（指標 RR-FM-160a.1 参照）。

企業は、木材生産を増加させるために用地を取得したことを説明する開示を提供する。企業は、これらの用地において森林再生又は植林を行うのに企業がなぜ特に有利な立場にあるのかを説明し、また、企業が新たな森林地について、自身の他の森林地と同じ第三者の森林管理基準を満たすために、認証を受ける意図があることを説明する。

企業は、自身の顧客が木材に対して進んで支払う価格に影響を与える（affect）可能性がある、市場シェアをめぐって激化する競争や利用可能な森林用地に対して増大する需要など、この気候関連の機会に関連する不確実性も記述する。

設例 3—気候関連のリスク（社会的側面）に対する企業の対応に関する情報の開示

設例 3 は、企業が IFRS S2 号第 14 項(a)における要求事項のいくつかをどのように適用し、気候関連のリスクにどのように対応してきたか及び対応する計画であるかに関する情報を開示する場合があるかを説明している。当該設例は、企業がこの項を適用する際に、開示する必要がある場合があるすべての情報を説明することを意図したものではないが、代わりに、企業のビジネス・モデルに対する予想される（anticipated）変更及び気候関連の移行計画について企業が開示する場合がある情報を含む、特定の情報に焦点を当てている。

事実パターン

企業は、電力事業者及び発電事業者産業において事業を営んでいる。企業は、再生可能な源泉及び化石燃料の源泉の両方から発電し、その電力を自身の法域における顧客に販売している。

企業は、気候変動に関する最新の国際協定（IFRS S2 号付録 A において定義されている）から生じる、国が決定する貢献（NDC）を有する法域において事業を営んでいる。その NDC と整合させるために、企業は 20XY 年についての温室効果ガス（GHG）排出の削減目標（target）を設定した。

企業は、GHG 排出の削減目標（target）を達成するために、20X0 年までに石炭ベースの発電所を段階的に廃止し、再生可能エネルギーの生産を X%増加させることを計画している。企業は現在、石炭ベースの発電所において働いている X00 人の従業員を有している。それらの発電所は、当該法域に唯一残っている石炭採掘場の近隣で運転しており、当該石炭採掘場では現在 X,000 人以上を雇用している。

企業は、自身の法域における NDC を考慮し、低炭素経済に向けた「公正な移行」を追求している。すなわち、企業は、関係するすべての人々に対して可能な限り公正かつ包摂的な方法で、かつ、すべてのコミュニティ、すべての労働者及びすべての社会集団において適

切な労働についての機会を最大化する方法で、低炭素経済への移行を進めている。企業は、自身の法域が、この方法で低炭素経済に向けた移行を実施することを企業に要求する規制を導入する（introduce）であろうと予想している（anticipates）。

したがって、企業は、自身がさらされる気候関連のリスクとして、自身の法域における NDC に関連する規制リスクを識別する。気候変動に関する最新の国際協定及びそこから生じる NDC は、気候変動に立ち向かうために策定された。企業が NDC に関連する「公正な移行」の要求事項に準拠することができない場合、規制、評判及び法的な影響（consequences）が生じる可能性があり、企業の見通しに影響を与える（affect）可能性がある。

IFRS S2 号の適用（application）

IFRS S2 号第 10 項に従い、企業は、企業の見通しに影響を与える（affect）ことが合理的に見込まれると判断した気候関連のリスクとして、一般目的財務報告書の利用者が、企業が低炭素経済に移行する際に自身の労働力（workforce）をどのように管理するかに関連する規制リスクを理解できるようにする情報を開示する。

企業は、企業自身の戦略及び意思決定において、その気候関連の規制リスクにどのように対応してきたか及び対応する計画であるかに関する情報を開示することが、一般目的財務報告書の利用者に重要性がある（material）情報を提供するであろうと判断する。したがって、IFRS S2 号第 14 項(a)を適用し、企業は、石炭ベースの発電所を段階的に廃止し、再生可能エネルギーの生産を増加させることの影響（consequence）として、自身の労働力（workforce）についての計画に関する情報を開示する。

企業は、石炭ベースの発電所のできるだけ多くの従業員を再教育し、企業における他の役割、特に成長している再生可能エネルギーのビジネスに再配置する計画を説明する。企業は、他の従業員についての今後の移行を支援するために（例えば、退職計画及び希望退職パッケージ）、労働組合とどのように協働する計画であるかを説明する。

具体的には、企業は次の情報を開示する[3]。

- 企業が導入する（implement）予定のプログラム及び企業が従業員を企業の他の部門に再配置するために提供する予定の教育の種類及び範囲
- 雇用される能力（employability）の向上、並びに、例えば自主退職及び定年退職から生じるキャリアの終了の管理を支援し促進するために、企業が提供する予定のパッケージ及びプログラムの種類、範囲及び見込まれるコスト

IFRS S2 号第 33 項に従い、企業はまた、石炭ベースの発電所のできるだけ多くの従業員を再配置するという目標（goal）の達成に向けた進捗をモニタリングするために設定した、定量的な気候関連の目標（target）も開示する。具体的には、企業は、石炭ベースの発電所における X00 人の従業員のうち X%を 20X0 年までに企業の他の部門に再配置するという目標（target）についての情報を開示し、またその目標（target）をどのように達成する計画であるかについての情報を開示する。

また、企業は、石炭ベースの発電所を段階的に廃止することは、地域の石炭生産の減少を加速させ、自身の法域における厳しい雇用市場において X,000 人の石炭採掘労働の喪失を直接引き起こすことになるため、地域の当局及び組合の代表者とどのように協力する計画であるかについても説明する。

以 上

[3] ISSB スタッフは、この情報の開示は「グローバル・レポーティング・イニシアティブ（GRI）基準」において示されている開示と同様のものであり、具体的には、この情報の一部は GRI 404「教育と研修」（2016 年版）における開示 404-2 と整合していると考えている。